【概要版】

八街市高齡者福祉計画

高齢者福祉計画·介護保険事業計画



計画の性格と位置付け

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画で、保健・医療・福祉の関係機関と住民がともに協力しあって取り組むための共通指針としての性格を持ちます。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項に基づき、市が行う介護保険事業の 円滑な実施に関する計画です。

平成27年度からの10年間を計画期間とする「八街市総合計画2015」を上位計画とし、本市の関連計画との調和、国・県の関連計画との整合を図りながら策定するものです。



計画の期間

本計画の対象期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

8

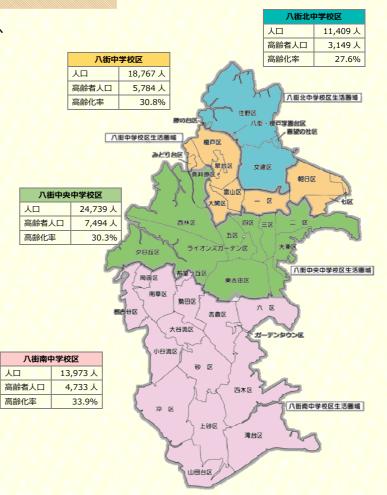
日常生活圏域

令和3年1月1日時点の人口は68,888人、65歳以上の人口は21,160人、高齢化率は30.7%、圏域別の人口は右のとおりになっています。

日常生活圏域とは、「市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付など対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域」を指します。

介護保険法では、市町村介護保険事業計画において、日常生活圏域ごとに地域密着型サービスの必要利用定員総数や利用量などを見込むこととしています。

本市では、地域のつながりを考慮し、引 高齢化率 き続き、4つの中学校区を日常生活圏域に 定めました。





計画の基本理念

本市では、「八街市総合計画2015」において、「ひと・まち・みどりが輝く ヒューマンフィールドやちまた」を目指すべき都市像として掲げ、各施策を進めています。

本計画は、高齢者福祉に関する専門的・個別的な領域を担うとともに、前計画の基本的考え方や趣旨を今後も踏襲し、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策および事業を積極的に展開していくため、本計画の基本理念を「健康と思いやりにあふれる街」とします。

基本理念 健康と思いやりにあふれる街



計画の体系

[基本理念] [基本目標] [施策の方向] (1) 社会参加の促進 高齢者が生きがいを持ち、 元気で生活できる 健康と思いやりにあふれる街 (2) 自立支援と重度化防止 (1) 介護・福祉サービスの提供 支援が必要になっても高齢 (2) 認知症施策の推進 者が住み慣れたまちで暮ら し続けることができる (3)権利擁護の推進 (1) 在宅医療・介護連携の推進 高齢者が住み慣れた地域で (2) 安全・安心な居住環境の確保 暮らすための環境が整備さ れている (3) 地域共生社会の実現 (4) 生活支援体制整備の推進

<高齢者人口の推移と推計>



資料: 令和2 (2020) 年までは住民基本台帳(各年3月31日現在) 令和3 (2021) 年以降は厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

高齢者人口の推移をみると、前期高齢者(65歳から74歳)と後期高齢者(75歳以上)、ともに増加傾向にあります。今後は、後期高齢者が、前期高齢者を上回ると見込まれます。



計画の具体的な取組み

1 高齢者が生きがいを持ち、元気で生活できる

高齢者ができる限り介護が必要な状態(要介護状態)にならないように、また、要介護状態となってもできる限りその悪化を防ぐように、高齢者のQOL(クオリティー・オブ・ライフ=生活の質)の向上を目指し、自立支援のための効果的な介護予防の取組を推進します。

また、高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら自らが支える側となって活躍し、いつまでも健康で生きがいをもって生活できるよう、社会参加を促進する体制づくりを目指します。

- (1) 社会参加の促進
- (2) 自立支援と重度化防止



2 支援が必要になっても高齢者が住み慣れたまちで暮らし続けることができる

高齢者の在宅生活の意向は高く、在宅で生活を続けるため、高齢者の生活を支える重層的な支援体制を強化するとともに、在宅での生活を支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、様々なサービスの充実を目指します。

また、介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けるため、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスの取れた基盤整備を進めていくとともに、持続可能な介護保険制度にしていくため、介護給付の適正化等を進め、サービスの充実を図ります。

さらに、認知症高齢者に対する地域での支援の充実や認知症予防の取り組みの強化、早期発見・ 早期対応の体制強化に努めるとともに、認知症サポーター等、ボランティアや住民による見守りネットワークを構築します。

- (1) 介護・福祉サービスの提供
- (2) 認知症施策の推進
- (3) 権利擁護の推進



3 高齢者が住み慣れた地域で暮らすための環境が整備されている

高齢者が社会の一員として地域で自立した生活を営むことができるよう、高齢者に配慮した公共施設や居住環境の整備、防災・防犯にも配慮した安全で安心なまちづくりを推進します。

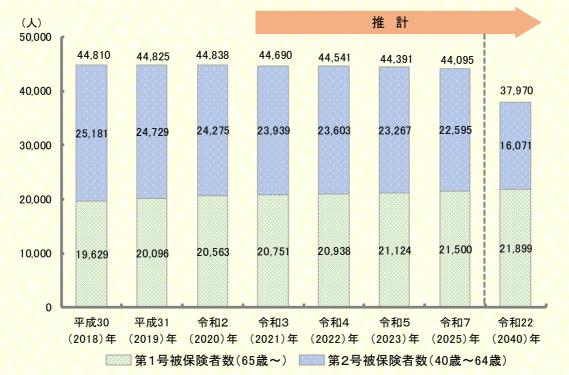
また、高齢者が身近な地域で相談・支援が受けられる体制を整えるべく、地域における総合相談窓口として、地域包括支援センターの充実を図る等、関係団体等と連携した支援体制を推進するとともに、地域のボランティアをはじめ、住民主体のサービスの担い手等の人材を発掘し、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

- (1) 在宅医療・介護連携の推進
- (2) 安全・安心な居住環境の確保
- (3) 地域共生社会の実現
- (4) 生活支援体制整備の推進



被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計

① 被保険者数の推移と推計



資料: 令和2 (2020) 年までは介護保険事業状況報告 令和3 (2021) 年以降は厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

② 要支援·要介護認定者数、認定率の推計



資料:厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム



〈介護給付費の見込み〉

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅サービス	1, 551, 052	1, 618, 465	1, 699, 698	1, 840, 976	2, 504, 208
地域密着型サービス	711, 025	758, 722	799, 571	805, 445	994, 541
施設サービス	1, 850, 035	1, 878, 927	1, 910, 011	2, 128, 922	2, 864, 852
居宅介護支援	222, 626	232, 659	244, 289	250, 467	331, 354
介護給付費合計	4, 334, 738	4, 488, 773	4, 653, 569	5, 025, 810	6, 694, 955

〈 地域支援事業費の見込み 〉

(単位:千円)

種類		第8期				
性知知		合 計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域支援事業費		569, 449	184, 152	189, 450	195, 848	
介護予防・日常生 総合事業費	生活支援	351, 849	113, 952	117, 250	120, 648	
包括的支援事業 括支援センターの 及び任意事業費		215, 200	69, 600	71, 400	74, 200	
包括的支援事業障充実分)	(社会保	2, 400	600	800	1,000	

〈標準給付費の見込み〉

(単位:円)

括 粘		第8期					
	種 類	合 計	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
標準給付費見込み額		14, 616, 160, 826	14, 616, 160, 826 4, 725, 314, 837 4, 855, 702, 635		5, 035, 143, 354		
総	給付費	13, 741, 210, 000	4, 420, 324, 000	4, 575, 932, 000	4, 744, 954, 000		
費	定入所者介護サービス 等給付額 (財政影響額 整後)	541, 975, 134	197, 444, 358	169, 127, 694	175, 403, 082		
	額(財政影響額調整後)	285, 425, 942	92, 308, 129	94, 799, 291	98, 318, 522		
	額医療合算介護 ービス費等給付額	37, 500, 000	12, 000, 000	12, 500, 000	13, 000, 000		
審	查支払手数料	10, 049, 750	3, 238, 350	3, 343, 650	3, 467, 750		



(1) 第1号被保険者の保険料基準額算定

標準給付見込額(A)	14,616,160,826 円
地域支援事業費 (B)	569, 449, 401 円
第1号被保険者負担相当額(C=(A+B)×23%)	3,492,690,352 円
調整交付金相当額(D)	748, 400, 511 円
調整交付金見込額(E)	0円
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(F)	22,500,000 円
準備基金取崩額(G)	300,000,000 円
保険料収支必要額(H=C+D-E-F-G)	3,918,590,864 円
予定保険料収納率(I)	97.00 %
所得段階別加入割合で補正した被保険者数(J)	63,841 人
第8期介護保険料基準年額(K=H÷I÷J)	63,279 円
第8期介護保険料基準月額(L=K÷12月)	5,273 円



(2) 所得段階別保険料

本市では、被保険者の負担軽減を図るために、平成27年度から10段階の所得段階を設定しており、基準額(月額)5,270円から算出した各所得段階の保険料は以下のようになります。(第7期からの増減はありません。)

所得段階	対象者		基準額に 対する比率	年間保険料(円)
		R護を受けている方 晶祉年金の受給者で世帯員全員が市民税非課税の方		31, 600
77 1 77 1	本人及び	本人の前年中の※合計所得金額+課税年金収入 額が80万円以下の方		(18, 900)
第2段階	世帯全員が市民税非課税者	本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額 が80万円を超え120万円以下の方	0. 75 (0. 50)	47, 400 (31, 600)
第3段階		本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額 が 120 万円を超える方	0. 75 (0. 70)	47, 400 (44, 200)
第4段階	1	民税課税者がいるが、本人は市民税非課税者で、本 中の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下	0.90	56, 900
第5段階		民税課税者がいるが、本人は市民税非課税者で、本 中の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円を超	1.00	63, 200
第6段階	本人が 市民税 課税者	本人の前年中の合計所得金額が120万円未満の方	1. 20	75, 800
第7段階		本人の前年中の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	1.30	82, 200
第8段階		本人の前年中の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.50	94, 800
第9段階		本人の前年中の合計所得金額が 320 万円以上 410 万円未満の方	1. 70	107, 500
第10段階		本人の前年中の合計所得金額が410万円以上の方	1. 90	120, 100

※第1~3段階の保険料については、公費による軽減措置を実施し、()内の保険料額となります。

八街市高齢者福祉計画 【概要版】 (第9次 高齢者福祉計画·第8期 介護保険事業計画)

令和3年度~令和5年度 令和3(2021)年3月

八街市市民部高齢者福祉課

〒289-1192 千葉県八街市八街ほ35番地29

電話 043-443-1491

FAX 043-443-1742

URL https://www.city.yachimata.lg.jp